

峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 令和4年7月、「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」が世界農業遺産に認定されたことは、農業者をはじめとする地域住民、また、峡東地域で伝統的な果樹農業の継承を志そうとする者などに大きな自信と誇りを与え、峡東地域の果樹農家の安定的な経営とその継承、果樹農業システムの持続性向上につながる大きな後押しとなっている。

峡東地域世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）では、世界農業遺産への理解促進を目的とした調査・研究の取組などの活動に対して、予算の範囲内で峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業費補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の種類は次のとおりとする。

(1) 学術研究促進事業

峡東地域世界農業遺産に関する調査・研究を促進する事業

(2) 住民活動等支援事業

世界農業遺産の理解促進を目的とした学習会や研修会の開催等を支援する事業

(補助金の交付対象等)

第3条 協議会長は、事業実施主体が実施する事業種目に要する経費について補助金を交付するものとし、事業実施主体、交付要件、補助対象経費、補助率等は、別表1に定めるとおりとする。

(審査委員会の設置)

第4条 第2条(1)の学術研究促進事業の調査・研究を行う事業実施者の選定を厳正かつ公平に行うため、協議会に、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 審査方法、評価基準に関すること。

(2) 事業実施者の適性等の審査に関すること。

(3) その他目的を達成するために必要な事項

3 審査委員会は、協議会のうち次に掲げる団体等から選出された5名により構成する。

(1) 笛吹市

(2) 山梨市

(3) 甲州市

(4) 山梨県農政部 峡東農務事務所

(5) 山梨県農政部 農政総務課

4 審査委員会の会長は、委員の互選により一人を定め、委員会を代表し、会務を総理する。

(審査方法)

第5条 審査委員会による審査は、提出された企画提案書およびヒアリングによる審査を実施し、評価基準に基づき評価する方法により行う。

ヒアリング

ア ヒアリングでは、対面またはオンラインによるプレゼンテーションおよび質疑応答を行うものとする。

イ 企画提案者の持ち時間はプレゼンテーション15分以内、質疑応答20分程度の計35分程度とする。

2 評価基準は、別表2のとおりとする。

3 審査委員の評価点の合計が350点以上の者を事業実施者として選定する。

(交付対象者の手続)

第6条 補助金の交付対象者の手続きは次のとおりとする。

(1) 学術研究促進事業の調査・研究を行う事業実施者への応募

学術研究促進事業による補助金の交付を受けようとする者は、学術研究促進事業研究企画提案書(様式第1号)を作成し、協議会長に応募する。

(2) 交付の申請

ア 学術研究促進事業による補助金

前項に応募し審査委員会において事業実施主体に選定された者は、学術研究促進事業交付申請書(様式第2号)を作成し、協議会長に学術研究促進事業による補助金の交付を申請する。

イ 住民活動等支援事業による補助金

住民活動等支援事業による補助金の交付を受けようとする者は、住民活動等支援事業交付申請書(様式第3号)を作成し、協議会長に補助金の交付を申請する。

(3) 交付の変更

学術研究促進事業による補助金及び住民活動等支援事業による補助金の交付決定を受けた者は、事業の内容の変更(協議会長が別表1で定める重要な変更以外は除く。)をしようとする場合は、協議会長に事業変更承認申請書(様式第4号)を作成し、協議会長に補助金の交付を申請する。

(4) 交付の中止

学術研究促進事業による補助金及び住民活動等支援事業による補助金の交付決定を受けた者は、補助金の受給を中止する場合は、協議会長に事業中止届(様式第5号)を作成し、協議会長に補助金の受給の中止を申請する。

(5) 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として交付の決定に基づき行うものとする。ただし、学術研究促

進事業による補助金及び住民活動等支援事業による補助金の交付決定を受けた者が交付の決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第6号）を作成し、協議会長に提出するものとする。なお、この場合において、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

（6）事業終了後の実績報告

学術研究促進事業による補助金及び住民活動等支援事業による補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後、学術研究促進事業実績報告書（様式第7号）または住民活動等支援事業実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、協議会長に事業及び補助金の実績を報告する。

（7）補助金の請求

学術研究促進事業による補助金及び住民活動等支援事業による補助金の交付額の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第9号）を作成し、協議会長に提出する。ただし、補助金の交付決定を受けた者が、事業の目的を達成するため概算払いを受けようとする場合にあっては、その理由を明記した補助金概算払請求書（様式第10号）を作成し、協議会長に提出するものとする。

（交付主体の手続き等）

第7条 交付主体の手続きは次のとおりとする。

（1）学術研究促進事業の調査・研究を行う事業実施者の選定

協議会長は、第2条（1）の学術研究促進事業の調査・研究を行う事業実施者を公募する。協議会長は、研究企画提案者のうち、審査委員会において評価基準に基づき適当と認めたものを事業実施者として選定する。

（2）交付の決定

学術研究促進事業による補助金及び住民活動等支援事業による補助金の交付申請を受けた協議会長は、申請の内容が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第11号）により、事業実施者に補助金の交付決定を通知する。

（3）交付の変更承認

学術研究促進事業による補助金及び住民活動等支援事業による補助金の変更承認申請を受けた協議会長は、申請の内容が適当であると認めた場合は、補助金の交付変更を承認し、変更承認通知書（様式第12号）により、事業実施者に補助金の交付変更承認を通知する。

（4）交付の取り消し

協議会長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、学術研究促進事業による補助金及び住民活動等支援事業による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付決定取消通知書（様式第13号）により、事業実施者に交付の取り消しを通知する。

ア 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 事業を継続する見込みがなくなったとき。

ウ その他事業の怠惰、品行不良等により、補助金の交付が適当でないと認められたとき。

(5) 補助金の額の確定

学術研究促進事業による補助金及び住民活動等支援事業による補助金の事業終了後の実績報告を受けた協議会長は、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めた場合は、補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第14号）により、事業実施者に補助金の額の確定を通知する。

(6) 補助金の交付

補助金の請求を受けた協議会長は、補助金を交付する。また、補助金の概算払いによる請求を受けた協議会長は、内容が適当であると認めた場合は、概算払いにより補助金を交付する。

(7) 補助金の返還

協議会長は、既に補助金の交付を受けている事業実施者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該事業実施者に対し、その交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として、協議会長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

ア 第6条（4）に規定する承認を受けたとき。

イ 第7条（4）の規定により補助金の交付決定を取り消されたとき。

ウ その他協議会長がこの要綱の目的に反すると認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

(附則)

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表 1

事業の種類	(1) 学術研究促進事業	(2) 住民活動等支援事業
事業実施主体	1 農業者等の組織する団体 2 住民団体 3 NPO法人 4 企業 5 教育機関 6 その他協議会長が適当と認める団体	1 住民 2 農業者等の組織する団体 3 住民団体 4 NPO法人 5 企業 6 教育機関 7 その他協議会長が適当と認める団体
交付要件	審査委員会において選定された団体	1 本活動業務の実施が可能な体制が整えられていること。 2 本活動業務を遂行するにあたり、世界農業遺産に対し強い意欲を有していること。
補助対象経費	峡東地域世界農業遺産の調査・研究に係る経費 1 賃金 事業実施に際し雇用した者の賃金 2 報償費 専門家等への謝礼 3 旅費 交通費及び宿泊費 4 需用費 消耗品費、材料費、印刷製本費等 5 役務費 通信運搬費、広告料、保険料等 6 委託料 会場設営費、調査業務等 7 使用料及び賃借料 会場使用料、機械器具借上料等 8 その他協議会長が適当と認める経費	峡東地域世界農業遺産の理解促進を目的とした学習会や研修会の開催、PR等に係る経費 1 賃金 事業実施に際し雇用した者の賃金 2 報償費 講師、専門家、出演者等への謝礼 3 旅費 講師、専門家、出演者等への交通費及び宿泊費 4 需用費 消耗品費、材料費、印刷製本費等 5 役務費 通信運搬費、広告料、保険料等 6 委託料 会場設営費、調査業務等 7 使用料及び賃借料 会場使用料、機械器具借上料等 8 その他協議会長が適当と認める経費
補助率	全額(上限100万円)	全額(上限20万円)
重要な変更	1 補助金額の増、又は20%を超える減 2 事業内容の変更 3 その他協議会長が重要な変更と認めるもの	

別表 2

○評価基準

評価項目	配点
○研究内容に関する項目	
研究の目的に対する方針や目標を明確に定めた内容であるか。	2 0
スケジュールや人員配置など、研究の実効性はあるか。	1 0
農業遺産の魅力発信、理解増進に繋がる効果的かつ独自性のある内容となっているか。	2 0
○価格に関する項目	
適切に計上され、費用対効果が見込める提案となっているか。	1 0
○研究機関に関する項目	
事業を適切に実施できる経験や専門知識を有しているか。	1 0
事業を適切に実施できる体制を有しているか。	2 0
世界農業遺産に対し強い意欲を有しているか。	1 0
合計	1 0 0

○審査委員の各評価項目の評価点は次のとおり

- ・極めて良好・・・配点×1. 0
- ・良好・・・配点×0. 8
- ・普通・・・配点×0. 6
- ・やや不十分・・・配点×0. 4
- ・不十分・・・配点×0. 2
- ・提案なし、評価不能・・・配点×0

(様式第 1 号)

年 月 日

(宛先) 峡東地域世界農業遺産推進協議会長

学術研究促進事業研究企画提案書

次のとおり、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業学術研究促進事業の調査・研究を行う事業実施者へ応募したいので、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第 6 条（１）の規定に基づき、別添のとおり研究企画提案書を提出します。

1 申込者

申込者	所在地		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	連絡担当者	所属部署	
		役職・氏名	
		所在地	
		電話番号	
		F A X 番号	
E - m a i l			

2 添付書類

・企画提案書（別紙）

次の事項について企画提案書を作成し、添付すること。

- ア 事業コンセプト
- イ 事業内容
- ウ 実施スケジュール
- エ 事業の管理体制および人員配置
- オ 事業効果検証
- カ 経費内訳書

(様式第 2 号)

年 月 日

(宛先) 峡東地域世界農業遺産推進協議会長

事業実施主体
所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

学術研究促進事業交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第 6 条（2）アの規定に基づき、補助金交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 事業計画

研究名	
研究概要	
研究目的	
研究開始（予定）日	年 月 日
研究終了（予定）日	年 月 日
事業（予定）経費	円

(様式第3号)

年 月 日

(宛先) 峡東地域世界農業遺産推進協議会長

事業実施主体
所在地

商号又は名称

代表者職氏名

住民活動等支援事業交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第6条(2)イの規定に基づき、補助金交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 事業計画

事業名	
事業概要	
事業目的	
事業実施(予定)日	年 月 日
事業実施場所	
参加(予定)人数	人
事業(予定)経費	円

3 添付書類

ア 経費内訳書

イ その他協議会長が必要と認める書類

(様式第4号)

年 月 日

(宛先) 峡東地域世界農業遺産推進協議会長

事業実施主体
所在地

商号又は名称

代表者職氏名

事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業について、次のとおり変更したいので、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第6条(3)の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(様式第5号)

年 月 日

(宛先) 峡東地域世界農業遺産推進協議会長

事業実施主体
所在地

商号又は名称

代表者職氏名

事業中止届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第6条（4）の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由
（具体的に記入すること）

2 中止の期間（廃止の時期）

(様式第6号)

年 月 日

(宛先) 峡東地域世界農業遺産推進協議会長

事業実施主体
所在地

商号又は名称

代表者職氏名

交付決定前着手届

峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、次のとおり交付決定前着手届を提出します。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

補助対象事業	
研究開始（予定）日 又は事業実施（予定）日	年 月 日
研究終了（予定）日	年 月 日
理由	

(様式第 7 号)

年 月 日

(宛先) 峡東地域世界農業遺産推進協議会長

事業実施主体
所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

学術研究促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった学術研究促進事業について、
次のとおり事業を完了（廃止）したので、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要
綱第 6 条（6）の規定により報告します。

1 交付決定額 円

2 事業実績

研究名	
研究概要	
研究目的	
研究開始日	年 月 日
研究終了日	年 月 日
事業経費	円

3 添付書類及び記載内容

- ア 本事業の研究内容
- イ 本事業の研究効果
- ウ 本事業実施中の写真
- エ 経費内訳書
- オ 成果物一式
- カ その他協議会長が必要と認める書類

(様式第8号)

年 月 日

(宛先) 峡東地域世界農業遺産推進協議会長

事業実施主体
所在地

商号又は名称

代表者職氏名

住民活動等支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった住民活動等支援事業について、次のとおり事業を完了（廃止）したので、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第6条（6）の規定により報告します。

1 交付決定額 円

2 事業実績

事業名	
事業概要	
事業目的	
事業実施日	年 月 日
事業実施場所	
参加人数	人
事業経費	円

3 添付書類

- ア 事業当日の資料及び参加者名簿
- イ 事業実施中の写真
- ウ 経費内訳書
- エ チラシ等成果物一式
- オ その他協議会長が必要と認める書類

(様式第 9 号)

年 月 日

(宛先) 峡東地域世界農業遺産推進協議会長

事業実施主体
所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業について、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第 6 条（7）の規定により、次のとおり支払いを請求します。

¥ _____

振込先	金融機関	・ 銀行 ・ 信用金庫 _____ ・ 信用組合 ・ 農協	支 店 _____ 支 所
	口座番号	(普通 ・ 当座)	
	(ふりがな) 口座名義	_____ _____	

(様式第 1 0 号)

年 月 日

(宛先) 峡東地域世界農業遺産推進協議会長

事業実施主体
所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業について、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第 6 条（7）の規定により、次のとおり概算払いを請求します。

¥ _____

振込先	金融機関	・ 銀行・信用金庫 _____・ 信用組合・農協	支 店 _____支 所
	口座番号	(普通・当座)	
	(ふりがな) 口座名義	_____ _____	

(様式第 1 1 号)

番 号
年 月 日

(宛先) 事業実施主体

殿

峡東地域世界農業遺産推進協議会長

峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業については、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第 7 条（2）により、次のとおり交付することに決定しました。

- | | |
|----------|----|
| 1 補助対象事業 | 事業 |
| 2 交付決定額 | 円 |

(様式第 12 号)

番 号
年 月 日

(宛先) 事業実施主体

殿

峡東地域世界農業遺産推進協議会長

峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業変更承認通知書

年 月 日付けをもって変更承認申請のあった峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業については、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第 6 条（3）により、次のとおり承認しました。

1 交付決定額 円

2 変更の内容

(様式第 13 号)

番 号
年 月 日

(宛先) 事業実施主体

殿

峡東地域世界農業遺産推進協議会長

峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業については、次のとおり取り消したので、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第7条（4）の規定により通知します。

- 1 補助対象事業 事業
- 2 補助金取消額 円
- 3 取消の理由

(様式第 1 4 号)

番 号
年 月 日

(宛先) 事業実施主体

殿

峡東地域世界農業遺産推進協議会長

峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業については、峡東地域世界農業遺産普及啓発等支援事業実施要綱第 7 条 (5) の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

- | | |
|----------|----|
| 1 補助対象事業 | 事業 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付確定額 | 円 |